



蕨市告示第34号
令和8年3月30日

蕨市例規集データベース更新業務等委託
事業者選定実施要領

1. 目的

蕨市で行う例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性・正確性の向上を図り、法令改廃情報等の迅速な把握・提供を目的として、蕨市例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務を委託する事業者を選定するものである。

2. 業務概要

(1) 業務名 蕨市例規集データベース更新業務等委託

(2) 業務内容

ア 例規集データベースの構築

イ 例規集データベースシステムの更新及び保守

ウ インターネット回線における例規集検索システムの構築及び保守

(3) 履行期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日

5年長期継続契約

3. 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) プロポーザル参加時点において、蕨市から指名停止措置を受けていないこと。

(5) 埼玉県内の市町村において、2自治体以上で本事業と同様の業務を受託している実績があること。

4. 業務仕様

別紙「蕨市例規集データベース更新業務等委託仕様書」参照。

5. スケジュール

年月日	内容
令和8年 3月30日(月)	ホームページにて実施要領等の掲示(公告)
4月3日(金) 正午まで	参加表明書等及び質問書の提出期限
4月10日(金)	質問照会回答予定
4月17日(金) 午後5時まで	見積書及び提案書提出期限
5月1日(金)	プレゼンテーション
5月19日(火)	審査結果通知【予定】

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者は、参加表明書(様式第1号)に誓約書(様式第2号)、参加資格確認書(様式第3号)を添えて提出すること。

(2) 提出期間

令和8年3月30日(月)から令和8年4月3日(金)正午まで

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

各1部 持参又は郵送

※ 郵送する場合は、提出先である蕨市総務部庶務課に提出書類が配達された日及び時刻が証明できる方法で行うこと。

イ 提出先

蕨市総務部庶務課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15

7 質問及び回答

質問は、この実施要領及び仕様書により提出する書類に関する事項に限るものとし、審査及び評価に係る質問は受け付けないものとする。

質問は、質問書(様式第4号)を電子メール又は文書にて令和8年4月3日(金)正午までに提出すること。

質問に対する回答は、令和8年4月10日(金)午後5時までに全ての参加者に電子メールで回答する。

8 見積書及び提案書の提出

(1) 提出書類

① 見積書(様式第5号)

「蕨市例規集データベース更新業務等委託仕様書」の記載の全ての要件を実現するための費用について、5年間の総額を記載すること。

費用には、ソフトウェア費用、保守・運用支援費用等を含むものとし、イニシャルコス

ト及びランニングコスト(消費税及び地方消費税を含まない。)の内訳が分かるものとする。

② 提案書(任意様式)

「2. 業務概要(2)業務内容」について、参加者の提案内容を記載すること。なお、別紙仕様書「蕨市例規集データベース更新業務等委託仕様書」記載の全ての要件を満たす内容であること。

また、書式は自由とするが、A4版を基本とし、それより大きいサイズの内紙を使用するときは、A4版のサイズに折り込むこと。

(2) 提出期間

令和8年3月30日(月)から令和8年4月17日(金)午後5時まで

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

正本1部 副本8部 持参又は郵送

※ 郵送する場合は、提出先である蕨市総務部庶務課に提出書類が配達された日及び時刻が証明できる方法で行うこと。

イ 提出先

蕨市総務部庶務課

〒335-8501 埼玉県蕨市中央5-14-15

9. 選定方法

公募型プロポーザル

(1) 選定方式

「蕨市例規集データベース更新業務等委託仕様書」に基づき、提案書、見積書、プレゼンテーションによる審査を行い、その内容を総合的に評価するプロポーザル方式とする。

(2) プレゼンテーション

ア 所要時間

1社あたり75分程度(説明時間60分、質疑応答15分)

イ 開催日時

令和8年5月1日(金)を予定(詳細な日時については、参加者に別途通知する。)

ウ 参加人数

1社あたり5名を上限とする。

エ 機材等

プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。プレゼンテーションで使用するPCについては参加者が用意すること。

(3) 評価項目

以下の項目で評価を行い、採点する。

- ・導入実績
- ・例規管理システム

- ・例規立案・審査システム
- ・法令・通知・通達検索システム
- ・判例検索システム
- ・例規整備支援システム
- ・サポート体制
- ・独自提案
- ・見積額

(4) 審査結果

令和8年5月19日（火）までに文書で通知する。

10. その他の留意事項

- (1) 提案書の作成やデモンストレーションの参加に要する経費については、提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書は、選定事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- (3) 提出された提案書その他の提出書類は、返却しない。また、市は、提出された提案書その他の提出書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。なお、提出された提案書については、蕨市情報公開条例（平成19年蕨市条例第35号）第7条第2号アに規定する非公開情報に該当するものとする。
- (4) 提出された提案書その他の提出書類に虚偽又は不正な事実があった場合は、無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。
- (5) 本要領の配布後は、蕨市庶務課及び本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動を禁ずる。

11. 問い合わせ先

蕨市役所 総務部庶務課庶務係 担当：桑山、三角

住所：埼玉県蕨市中央5-14-15

電話：048-433-7705（直通）

FAX：048-433-7722

メールアドレス：shomu@city.warabi.saitama.jp

（受付時間 月～金 午前9:00～午後5:00）